

福島県の暴風・暴風雪警報、強風・風雪注意報発表基準の変更について

福島県の海上を対象とした暴風・暴風雪警報と強風・風雪注意報の発表基準を変更します。新基準は、令和5年3月9日(木)に運用を開始します。

福島地方気象台では、近年の暴風(強風)災害と風速との関係を調査した結果、海上を対象とした暴風・暴風雪警報と強風・風雪注意報の発表基準を変更することとしました。

1 基準変更日時

令和5年3月9日(木)13時

2 発表基準を変更する対象地域

福島県の海上

3 福島県の発表基準

		警報		注意報	
		陸上	海上	陸上	海上
福島県	新基準	18m/s ^{※1}	20m/s	12m/s ^{※2}	15m/s
	現行基準	18m/s ^{※1}	18m/s	12m/s ^{※2}	12m/s

暴風雪警報・風雪注意報は、上記基準で雪を伴う

■:変更箇所

※1 白河特別地域気象観測所の観測値は20m/sを目安とする

※2 白河特別地域気象観測所の観測値は14m/sを目安とする

問合せ先:福島地方気象台 防災気象官 歳桃(サイトウ)

電話 024-534-0321